

これまでに本協議会で検討された事項 (永田浜ウミガメ保全協議会設立以降)

開催年度	検討事項				
	観察ルール	ルールガイド	保護柵	協議会規約	その他
2009	利用規制期間について検討。 →5月1日～8月31日に決定。	左記を受けて修正。	設置期間を変更。 7月～9月→ (支柱のみ)4月～6月 (ロープあり)7月～9月		浜の立ち入りをエコツアー法に基づいて規制するか検討。 観察料の設定金額について検討。 行為についてどの範囲まで法規制するか検討。
2010		フラッシュ使用したと思われる写真をさしかえ。			団体受け入れなど法規制時の細かい規約について検討。 料金設定については紛糾しまとまらず。
2011	細かい書きぶりの修正。 法規制できなくなったことにより、書きぶりを柔軟なものに変更。	左記を受けて細かい部分の修正。 うみがめ館の調査報告データを記載。			エコツアー条例案が町議会で否決 (エコツアー法による立ち入り規制の見通しが立たなくなった)。 協力金が700円→800円に変更。
2012	観察ルールの名称から西暦を削除。 前年度同様、書きぶりを柔軟なものに変更。	左記を受けた修正。			
2013	「土石の採取禁止」の追記。 「午後19:30～…」→「19:30～…」に変更。	左記を受けた修正。		構成メンバーの改称による改訂。 社団法人屋久島観光協会 →公益社団法人屋久島観光協会 規約施行日を修正。	うみがめ館から保全協議会へ問題提起。 ①浜立ち入り制限に対する海岸法違法。 ②観察会協力金の違法性。 ③上記が解決されない場合は脱退。 → ①あくまで「お願い」であり、告訴された場合は保全協議会で受ける。 ②収支決算を観察会に提出し、保全協議会でも報告。 「永田柵」の設置。
2014		協力金の値上げを受けた訂正。	場所について検討があったものの、例年と変更なし。		ユネスコエコパークにおける永田浜のゾーン設定について検討。 →「核心地域」ではなく、「緩衝地域」に設定。 協力金を800円から1000円に値上げする報告。
2015	右記変更を受けた修正。 放流会の取り扱いについて検討。 (結論は次回協議会に持ち越し)	観察会体制の変更を受けた修正。 放流会について記載・修正。	設置場所の縮小。 (駐車場下～二本三角までを削減) 設置期間の前倒し。 (4月下旬から柵を設置することに延長)	うみがめ館脱退によるメンバー構成の変更。 議長は会長が務める条項の追加。 その他細かい書きぶりの修正。	うみがめ館が保全協議会から脱退。 復帰の条件: 以下2つをクリアしたとき。 ①地域自然資産法による違法性の解消。 ②子ガメの帰海率が当時より10%上昇(H27の永田浜平均43%)。 連絡協議会の体制一新。 観察会が2者の協力体制に変更。 観察会の実施期間が5月1日からに変更。 (それまでは15日スタートだった)

※検討事項で決定したものが反映されるのは、次年度以降という点に注意。